

飯田市ZEHモデル推進協議会幹事会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は飯田市ZEHモデル推進協議会(以下、「協議会」という。)規約(以下、「規約」という。)第12条の規定に基づく幹事会(以下、「幹事会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、会務執行上の企画立案及び協議会全体の運営を管理する。

(組織)

第3条 幹事会は、規約第8条第2項に規定する幹事をもって組織する。

(会議)

第4条 幹事会は必要に応じて規約第17条第1項に規定する事務局(以下、「事務局」という。)が招集する。

2 幹事会は幹事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(関係者等の出席)

第5条 幹事会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 事務局は、幹事会における協議の経過及び結果について、協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、事務局において処理する。

(補足)

第8条 この規程に定めるほか、幹事会に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則

1 この規程は、令和2年7月21日から施行する。